

別表十二（十六）の記載の仕方

この明細書は、法人で採石法第32条の3第1項《登録及びその通知》に規定する採石業者登録簿に登録されている者又は鉱業法第21条《設定の出願》に規定する許可若しくは同法第77条《設定の申請》に規定する認可を受けた露天掘による石炭の採掘の事業を営む者であるものが平成23年12月改正法附則第65条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するもの

とされる平成23年12月改正前の措置法第55条の6第3項から第7項まで《特定災害防止準備金》又は平成21年改正法附則第41条第1項《特定災害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成21年改正前の措置法第55条の6第3項から第7項まで《特定災害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。